

## nanaco 加盟店規約

### 第1条 (nanaco 電子マネー加盟店)

本規約は、nanaco 電子マネー加盟店（第2条第9項にて定義）が、会員（第2条第5項にて定義）との取引代金の決済に関して、電子マネー取引（第2条第10項にて定義）を行う場合の、イオンフィナンシャルサービス株式会社（以下、「当社」という。）と nanaco 電子マネー加盟店との間の契約関係について定めるものとする。

### 第2条 (用語の定義)

- 1 「nanaco 電子マネー」とは、nanaco カード等（第2条第2項にて定義）に記録された、発行者（第2条第4項にて定義）が発行した金銭的価値を証するものをいう。
- 2 「nanaco カード等」とは、会員が nanaco 電子マネーを管理・利用するための、IC チップを内蔵する、別表第1号のサービスマークの付されたカードおよび運営事業者の認めた携帯電話等の記憶媒体をいう。
- 3 「運営事業者」とは、nanaco 電子マネーの運営・管理を行う主体である、株式会社セブン・カードサービスをいう。
- 4 「発行者」とは、nanaco 電子マネーを発行する主体である、株式会社セブン・カードサービスおよび同社と提携することにより同社の許諾を得て nanaco 電子マネーを発行する会社もしくは組織をいう。
- 5 「会員」とは、発行者の定める nanaco 電子マネーに関する規約を承諾のうえ nanaco 電子マネーを利用する者をいう。なお、同一の者が複数の nanaco カード等を保有する場合、特に定めのない限り、それぞれ別の会員として取り扱うものとする。
- 6 「従業者」とは nanaco 電子マネー加盟店が電子マネー取引を行う店舗・施設（以下、「店舗等」という。）にて、電子マネー取引にかかる業務に従事する者をいう。
- 7 「端末」とは、運営事業者の定める仕様に合致し、nanaco 電子マネーの読取り、引去りを行うことができる機器（リーダ・ライター）、ならびにこれに付帯する機器等をいう。
- 8 「移転」とは、ネットワーク、端末等を媒介することにより、nanaco カード等に記録されている一定額の nanaco 電子マネーを引去り、発行者の電子計算機、nanaco カード等または加盟店端末（第2条第11項にて定義）に同額の nanaco 電子マネーが積み増しされること、もしくは、これらの機器に記録されている一定額の nanaco 電子マネーを引き去り、他のこれらの機器または当社および発行者の指定する中継サーバー等に同額の nanaco 電子マネーが積み増しされることをいう。
- 9 「nanaco 電子マネー加盟店」とは、本規約を承諾のうえ当社に加盟を申し込み、当社が加盟を承諾した個人、法人および団体で、nanaco 電子マネーの利用により、会員に次項に定める商品等を提供し、その結果発行者に対して電子マネー取引による売上金額相当の精算金の支払債権を取得するものをいう。
- 10 「電子マネー取引」とは、会員が nanaco 電子マネー加盟店より、物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品または役務（以下、「商品等」という。）を購入または提供を受けた際に、金銭等による支払いに代えて nanaco 電子マネーを加盟店端末に移転する方法による取引をいう。

- 11 「加盟店端末」とは、当社から nanaco 電子マネー加盟店に対し、設置および利用が許され、かつ当社が nanaco 電子マネーに関するシステムの円滑な運営のために管理する端末をいう。
- 12 「偽造」とは、運営事業者の承諾を受けずに複製等（nanaco カード等に搭載された IC（集積回路）チップに記録されたソフトウェアの複製や逆コンパイルを含むが、それらに限られない。）により、nanaco カード等または nanaco 電子マネーと同様または類似の機能を有し、nanaco カード等または nanaco 電子マネーと誤認されうる電子的情報もしくはカード等の媒体を作出することをいう。
- 13 「変造」とは、運営事業者の承諾を受けずに nanaco 電子マネーに変更を加え、元の nanaco 電子マネーと内容が異なり、かつ nanaco 電子マネーと同様または類似の機能を有し nanaco 電子マネーと誤認されうる電子的情報を作出することをいう。

### 第3条（電子マネー取引）

- 1 nanaco 電子マネー加盟店は、会員から nanaco カード等の提示により電子マネー取引を求められた場合、本規約に従い、正当かつ適法に店舗等において電子マネー取引を行うものとする。
- 2 nanaco 電子マネー加盟店は、nanaco カード等について加盟店端末に無効である旨の表示がなされた場合、明らかに偽造・変造もしくは破損と判断できる nanaco カード等を提示された場合、または明らかに不正使用と判断できる場合は、電子マネー取引を行ってはならず、直ちにその事実を当社に連絡するものとする。
- 3 nanaco 電子マネー加盟店は、発行者が会員向けに定める nanaco 電子マネーに関する規約の記載内容を承諾し、これに従い会員と電子マネー取引を行うものとする。
- 4 電子マネー取引においては、会員の nanaco カード等から加盟店端末に、商品等の代金額に相当する nanaco 電子マネーの移転が完了した時点で、会員の nanaco 電子マネー加盟店に対する代金債務が、発行者が当該債務を免責的に引き受けることにより消滅するものとし、nanaco 電子マネー加盟店はその旨を承諾するものとする。
- 5 nanaco 電子マネー加盟店は、電子マネー取引を行うにあたっては、加盟店端末により取引代金の入力、移転を行うものとする。このとき nanaco 電子マネー加盟店は、会員に対し、取引代金および nanaco 電子マネーの残額の確認を求め、その承諾を得るものとする。
- 6 nanaco 電子マネー加盟店は、1回の電子マネー取引を、2枚以上の nanaco カード等により行うことはできないものとする。なお会員の nanaco 電子マネーの残額が取引代金に満たない場合は、当社が特に認めた場合を除き、現金その他の支払い方法により不足分の決済を行うものとする。
- 7 nanaco 電子マネー加盟店が電子マネー取引の売上として会員の nanaco カード等から引去ることができる nanaco 電子マネーは、当該電子マネー取引において提供される商品等の代金額に相当する額（税金・送料等を含む）のみとし（ただし、前項なお書に定める取引の場合には、現金その他の支払い方法により決済した額を除く）、現金の立て替えおよび過去の売掛金の精算等を含めることはできないものとする。また、通常1回の電子マネー取引で処理されるべきものを、複数回に分割して取引すること等はできないものとする。
- 8 nanaco 電子マネー加盟店は、システムの障害時、システムの通信時、またはシステムの保守管理に必要な時間およびその他やむを得ない場合には、電子マネー取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとする。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも当社および

発行者は責を負わないものとする。

#### 第4条（nanaco 電子マネー加盟店の義務等）

- 1 nanaco 電子マネー加盟店は、店舗等について、第15条に基づきあらかじめ当社に、当社所定の様式でもって届け出、当社の承諾を得るものとする。店舗等の追加・取消についても同様とする。なお、当社は nanaco 電子マネー加盟店に対し事前に書面による通知を行うことにより、店舗等の全部または一部の取消しを行うことができるものとする。
- 2 nanaco 電子マネー加盟店は、本規約に定める義務等を従業者に遵守させるものとする。
- 3 当社は、従業者が電子マネー取引に関連して行う行為および果たすべき義務を、すべて nanaco 電子マネー加盟店の行為および義務とみなすことができるものとする。
- 4 従業者が本規約に定める手続きによらず電子マネー取引を行った場合には、nanaco 電子マネー加盟店が一切の責任を負うものとする。
- 5 nanaco 電子マネー加盟店は、運営事業者が指定した加盟店標識（以下、「加盟店標識」という。）を、店舗等の会員の見やすいところに掲示するものとする。ただし、当社が加盟店標識の使用を中止もしくは禁止した場合、または運営事業者が加盟店標識を変更した場合は、nanaco 電子マネー加盟店は異議なくこれに応じるものとする。なお、加盟店標識に関して、nanaco 電子マネー加盟店の責めに帰すべき事由により紛議が発生した場合には、nanaco 電子マネー加盟店は第23条の定めに従い、当社が負担した費用を賠償するものとする。
- 6 nanaco 電子マネー加盟店は、当社から電子マネー取引に関する資料を提出するよう請求があった場合には、遅滞なくその資料を提出するものとする。
- 7 nanaco 電子マネー加盟店は、発行者と会員との契約関係を承諾し、nanaco 電子マネーに関するシステムの円滑な運営および、電子マネー取引の普及向上に協力するものとする。また nanaco 電子マネー加盟店は、運営事業者、発行者または当社より nanaco 電子マネーの利用促進施策およびこれにかかる掲示物設置等の要請を受けたときは、これに協力するものとする。
- 8 運営事業者、発行者および当社は、nanaco 電子マネーの利用促進のために、nanaco 電子マネー加盟店の承諾なしに印刷物、電子媒体などに nanaco 電子マネー加盟店および nanaco 電子マネー加盟店の店舗等の名称および所在地などを掲載することができるものとし、nanaco 電子マネー加盟店はこれをあらかじめ異議なく承諾するものとする。
- 9 nanaco 電子マネー加盟店は、電子マネー取引を行うにあたり、自己の責任と費用において、加盟店端末その他の付帯設備を事前に用意するものとする。また、nanaco 電子マネー加盟店は、加盟店端末を善良な管理者の注意をもって使用するものとする。
- 10 nanaco 電子マネー加盟店は、電子マネー取引に関する情報、加盟店端末、加盟店標識等を本規約に定める以外の用途に使用してはならないものとし、また、これを第三者に使用させてはならないものとする。なお、nanaco 電子マネー加盟店は、加盟店端末について、紛失・盗難等の事実が判明した場合には、速やかに当社または当社の指定する者に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 11 nanaco 電子マネー加盟店は、当社が別途書面により事前に承諾した場合を除き、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を第三者に委託できないものとする。
- 12 前項に基づき、nanaco 電子マネー加盟店が当社の書面による事前承諾を得た上で業務委託を行う場

合、nanaco 電子マネー加盟店は、業務委託先である第三者が行う業務について、一切の責任を負うものとする。

- 13 当社が電子マネー取引の安全化措置について改善が必要と判断した場合は、当社は nanaco 電子マネー加盟店に改善を指示し、nanaco 電子マネー加盟店は nanaco 電子マネー加盟店の負担により、その指示に従うものとする。
- 14 nanaco 電子マネー加盟店は、加盟店端末が故障等により使用不能な場合およびその他の事由により nanaco 電子マネーの利用の制限または停止が必要な場合、当社に対してその事実を速やかに連絡するものとする。
- 15 nanaco 電子マネー加盟店は、本規約の規定により認められている場合および当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、運営事業者の商号、商標、標章その他の商品または営業に関する一切の表示（以下、「運営事業者の表示」という。）および運営事業者の表示と誤認、混同を生じさせる表示を使用しないものとする。

#### 第5条（電子マネー取引の円滑な実施）

- 1 nanaco 電子マネー加盟店は、第3条第8項および第6条第3項に定める場合、または当該電子マネー取引を行ったならば本規約所定の条件に違反することになる場合を除き、正当な理由なく会員との電子マネー取引を拒否したり、直接現金払いやクレジットカード、その他現金に代わって支払いが可能な金券、他の電子的情報による支払い手段等の利用を要求したり、それらの利用の場合と異なる代金を請求するなど、電子マネー取引によらない一般の顧客より不利な取扱いを行ってはならないものとする。
- 2 nanaco 電子マネー加盟店は、当社から依頼があった場合、会員との電子マネー取引の状況等の調査に誠実に協力するものとする。
- 3 nanaco 電子マネー加盟店は、会員から電子マネー取引および商品等に関し、苦情・相談を受けた場合等、nanaco 電子マネー加盟店と会員との間において紛議が生じた場合には、nanaco 電子マネー加盟店の費用と責任をもって対処し解決するものとし、運営事業者、発行者および当社に一切迷惑をかけるものとする。
- 4 nanaco 電子マネー加盟店は、nanaco 電子マネーの移転や第7条に定めるネガデータ等の授受、その他 nanaco 電子マネーに関するシステムの円滑な運用に必要と認められる業務を、当社が第三者に委託する場合があることを予め承諾するものとする。

#### 第6条（商品等の引渡しおよび取扱対象外商品等）

- 1 nanaco 電子マネー加盟店は、電子マネー取引を行った場合、会員に対し、直ちに商品等を引き渡し、または提供するものとする。ただし、電子マネー取引を行った当日に商品等を引き渡しまたは提供することができない場合は、会員に書面をもって通知するものとする。
- 2 nanaco 電子マネー加盟店は、電子マネー取引により会員に引き渡しをする商品等において、その引き渡し、提供等を複数回または継続的に行う場合には、その引き渡し、提供方法等に関してあらかじめ書面により当社に申し出、当社の承諾を得るものとする。
- 3 nanaco 電子マネー加盟店は、公序良俗に反する商品・役務、有価証券および金券等のほか、当社が

別途定めた商品等については、電子マネー取引を行わないものとする。

#### 第7条（無効 nanaco カード等の取扱い）

nanaco 電子マネー加盟店は、当社から特定の nanaco カード等を無効とする旨の通知を受けた場合（特定の nanaco カード等を無効とする旨のデータ（以下、「ネガデータ」という。）を加盟店端末が受信した場合を含む）、当該通知によって無効とされた nanaco カード等の提示者に対して電子マネー取引を行ってはならないものとする。また、nanaco 電子マネー加盟店は、無効とされた nanaco カード等について、当社の指示に従った取扱いを行うものとする。

#### 第8条（偽造および変造された電子的情報の取扱い等）

- 1 nanaco 電子マネー加盟店は、加盟店端末に受け取った電子的情報が、偽造または変造されたものであることが判明した場合には、当社の指定する方法により、当社にその旨を直ちに連絡するとともに、当該電子的情報について、当社の指示に従った取扱いを行うものとする。
- 2 万一、nanaco 電子マネー加盟店が第3条第3項、前条または前項に違反して取引を行った場合、nanaco 電子マネー加盟店は当社に対し、当該取引にかかる電子マネー取引精算金（第11条第4項にて定義）の支払いを請求することができないものとする。
- 3 nanaco 電子マネー加盟店が本条第1項に規定する連絡を含む本規約上の義務を遵守した場合には、当社は nanaco 電子マネー加盟店に対し、当社が確認することができる額を限度として、偽造または変造された電子的情報について金銭による補償を行うものとする。ただし、当社が合理的な資料に基づき以下の各号の事実のいずれかを証明した場合には、この限りではない。
  - （1）nanaco 電子マネー加盟店または従業者その他 nanaco 電子マネー加盟店の業務を行う者が故意または過失により当該偽造または変造に何らかの関与をした場合。
  - （2）nanaco 電子マネー加盟店が当該電子的情報を受け取る際に、当該電子的情報が偽造または変造されたものであることを知っていた場合、または重大な過失により当該電子的情報が偽造もしくは変造されたことを知らなかった場合。
- 4 紛失・盗難された nanaco カード等が使用された場合または偽造・変造された電子的情報による売上などが発生した場合、当社が nanaco 電子マネー加盟店に対しこれらの状況等に関する調査の協力を求めたときには、nanaco 電子マネー加盟店は、誠実に協力するものとする。また nanaco 電子マネー加盟店は、当社から指示があった場合もしくは nanaco 電子マネー加盟店が必要と判断した場合には、nanaco 電子マネー加盟店または店舗等の所在地を管轄する警察署へ当該売上に対する被害届を提出するものとする。

#### 第9条（返品等の取扱い）

- 1 nanaco 電子マネー加盟店は、電子マネー取引にあたり、返品その他により会員との電子マネー取引の取消しを行う場合、会員に対して当該取引代金を現金で払い戻すものとする。この場合であっても、nanaco 電子マネー加盟店は、当社に対して第11条に基づく手数料を支払うものとする。
- 2 nanaco 電子マネー加盟店は、発行者が会員向けに定める nanaco 電子マネーに関する規約において、会員が nanaco 電子マネーを利用できない事由に該当するおそれがあると合理的に判断される場合に

は、本規約に別段の定めがあるときを除き、前条第1項に準じて当社に連絡するものとし、当社の特段の指示がある場合にはこれに従うものとする。

#### 第10条（電子マネー取引の売上金額の確定）

- 1 nanaco 電子マネー加盟店と当社の間での電子マネー取引に関する売上金額は、nanaco 電子マネー加盟店が加盟店端末を使用し、当社の定める通信手段・手順等により加盟店端末から当社の指定する情報処理センターに nanaco 電子マネーおよび電子マネー取引にかかるデータの移転を完了させた時点で、確定するものとする。
- 2 電子マネー取引において、第3条第5項所定の時点で会員の nanaco 電子マネー加盟店に対する代金債務を発行者が免責的に引き受け、その後直ちに、当社が当該代金債務を発行者から免責的に引き受けるものとする。

#### 第11条（売上金額、手数料、電子マネー取引精算金の支払い）

- 1 当社は、電子マネー取引にかかる売上金額について、加盟店申込書記載の売上締日に集計し、前売上締日の翌日から当該売上締日までの期間（以下、「取扱期間」という。）に対応する売上金額の総額を加盟店申込書記載の各支払日に nanaco 電子マネー加盟店に対して支払う。
- 2 当社は、nanaco 電子マネー加盟店に対し、取扱期間の売上金額および当該売上金額に加盟店申込書記載の手数料率を乗じて算出した加盟店手数料を書面もしくは情報記録媒体を送付する方法、またはデータ伝送によって通知する。
- 3 nanaco 電子マネー加盟店は、当社に対し、前項に基づき当社から通知された加盟店手数料を負担するものとする（消費税別途）。
- 4 第1項の規定にかかわらず、当社は、nanaco 電子マネー加盟店に対し、各取扱期間における売上金額の総額からこれに対応する加盟店手数料を差し引いた金額（以下、「電子マネー取引精算金」という。）を各取扱期間に対応する各支払日に nanaco 電子マネー加盟店指定の金融機関口座に振込む方法で支払うものとする。また、振込みにかかる手数料は当社が負担する。

#### 第12条（売上金額の確認）

- 1 nanaco 電子マネー加盟店は、前条の規定により、当社から前条第2項に基づく通知を受領した際には、記載内容を確認するものとする。ただし、通知された日から30日以内に連絡がない場合には、当社は nanaco 電子マネー加盟店が当該通知内容を異議なく承諾したものとみなすことができるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、nanaco 電子マネー加盟店に故意または重大な過失がある場合を除き、nanaco 電子マネー加盟店の端末から当社の指定する情報処理センターへ nanaco 電子マネーの移転がなされなかった場合で、当社において nanaco 電子マネー加盟店の端末に保存されていた記録により当該 nanaco 電子マネーの金額を確認できたときは、当社は nanaco 電子マネー加盟店に対し、当該確認ができた金額に関する電子マネー取引精算金の支払いを行うものとする。

#### 第13条（電子マネー取引精算金の支払いの取消しおよび留保）

- 1 電子マネー取引または当該電子マネー取引に関わり加盟店端末から当社へ移転された nanaco 電子マネーが以下のいずれかの事由に該当する場合、当社は nanaco 電子マネー加盟店に対し、当該電子マネー取引に関する電子マネー取引精算金の支払いの義務を負わないものとする。ただし、本項第2号に該当する場合で、当社が当該電子マネー取引に関する電子マネー取引精算金の支払いを承諾した場合はこの限りではないものとする。
  - (1) 加盟店端末から当社の指定する情報処理センターへ移転された nanaco 電子マネーが正当なものでないとき、またはその疑いがあると当社が判断したとき（当該 nanaco 電子マネーが偽造または変造されたものであった場合を含むが、これらに限らない。）
  - (2) 第10条に定める移転、および第14条に定める送信・受信が行われなかったとき、もしくは、電子マネー取引が行われた日から180日以上経過して行われたとき
  - (3) 第3条に違反して電子マネー取引を行ったとき
  - (4) 第6条第3項に違反して電子マネー取引を行ったとき
  - (5) 第7条に違反して電子マネー取引を行ったとき
  - (6) nanaco 電子マネー加盟店が、明らかな不正使用に対して電子マネー取引を行った場合
  - (7) その他 nanaco 電子マネー加盟店が本規約に違反したとき
- 2 当社が、nanaco 電子マネー加盟店に対し前項に該当する電子マネー取引にかかる電子マネー取引精算金を支払った後に、前項各号の事由に該当することが判明した場合には、nanaco 電子マネー加盟店は直ちに当社の指定する方法により当社に対し当該電子マネー取引精算金を返金するものとする。なお、nanaco 電子マネー加盟店が当該電子マネー取引精算金を返金しない場合には、当社は次回以降支払いとなる nanaco 電子マネー加盟店に対する電子マネー取引精算金もしくはクレジットカードによる債権譲渡代金の精算金から当該電子マネー取引精算金を差し引くことができるものとする。
- 3 当社が、電子マネー取引または当該電子マネー取引に関し nanaco 電子マネー加盟店から当社へ移転された nanaco 電子マネーについて第1項各号の事由のいずれかに該当する可能性がある判断した場合には、当社は調査が完了するまで当該電子マネー取引にかかる電子マネー取引精算金の支払いを留保することができるものとし、この場合、当社は当該留保期間中の遅延損害金の支払いを免れるものとする。
- 4 前項の調査開始より30日を経過しても、第1項記載の各事由のいずれかに該当する可能性がある場合と当社が判断した場合には、当社は電子マネー取引精算金の支払い義務を負わないものとする。なおこの場合においても nanaco 電子マネー加盟店および当社は調査を続けることができるものとする。
- 5 前項後段の規定により引き続き調査を行った場合であって、当該調査が完了し、当社が当該電子マネー取引にかかる電子マネー取引精算金の支払いを相当と認めたときは、当社は、nanaco 電子マネー加盟店に対して、当該電子マネー取引精算金を支払うものとする。

#### 第14条（通信および通信費）

- 1 nanaco 電子マネー加盟店は、電子マネー取引によって会員の nanaco カード等より移転された nanaco 電子マネーおよびこれに付随する情報を、当社の定める通信手段・手順等により当社の指定する情報処理センターに移転および送信を行うものとし、またネガデータ等を受信するものとする。
- 2 前項の通信に関わる費用は、nanaco 電子マネー加盟店の負担とする。

## 第15条（届出事項等）

- 1 nanaco 電子マネー加盟店は、nanaco 電子マネー加盟店の名称・商号・代表者名・所在地・電話番号・店舗等および電子マネー取引精算金の振込指定金融機関口座その他必要な事項（以下、これらの事項を併せて「申込者情報」という。）を、あらかじめ当社に対し、当社が別途定める書面により届け出るものとする。また、申込者情報に変更が生じた場合には、直ちに当社が別途定める書面をもって当社へ届け出を行い、当社の承諾を得るものとする。
- 2 nanaco 電子マネー加盟店は、店舗等に関し、その名称、住所、電話番号、商品等またはサービスの内容等、その他必要な事項（以下、これらの事項を併せて「店舗情報」という。）を、当社が別途定める書面により事前に当社に届け出を行い、当社の承諾を得るものとする。また、店舗情報に変更が生じた場合または電子マネー取引を中止・終了する場合には、直ちに当社が別途定める書面をもって当社へ届け出を行い、当社の承諾を得るものとする。
- 3 前各項の届け出がないために、当社からの通知または送付書類、電子マネー取引精算金等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に nanaco 電子マネー加盟店に到着したものとみなすことができるものとする。
- 4 nanaco 電子マネー加盟店は、店舗等が改装等の理由により営業を休止する場合、その期間等に関してあらかじめ当社に届け出、当社の承諾を得るものとする。
- 5 前四項にかかわらず、当社は、nanaco 電子マネー加盟店が当社の別に定めるクレジットカード加盟店規約に基づくクレジットカードに関する加盟店契約（以下、「クレジットカード加盟店契約」という。）を当社と締結する場合、または締結済みである場合には、当該クレジットカード加盟店契約の申込書に記載した情報およびクレジットカード加盟店契約締結後にクレジットカード加盟店契約に基づき当社に届け出た事項を、本規約に基づく nanaco 電子マネー加盟店の申込者情報および店舗情報として利用できるものとし、当該 nanaco 電子マネー加盟店は、nanaco 電子マネー加盟店がクレジットカード加盟店契約に基づき当社に届け出た情報に基づいて、申込者情報または店舗情報が変更されることがあることを承諾するものとする。

## 第16条（調査等）

- 1 当社は、本規約に定める事項について、nanaco 電子マネー加盟店に対して調査の協力を求めることができ、nanaco 電子マネー加盟店はその求めに速やかに応じるものとする。
- 2 当社は、nanaco 電子マネー加盟店が行う電子マネー取引が不相当であると判断したときは、nanaco 電子マネー加盟店に対し商品等、広告表現および電子マネー取引の方法等の変更もしくは改善または販売等の中止を求めることができるものとする。
- 3 nanaco 電子マネー加盟店は、前項に該当した場合、nanaco 電子マネー加盟店の責任において直ちに所要の措置を講じるものとする。

## 第17条（守秘義務）

- 1 nanaco 電子マネー加盟店および当社は、以下の各号の場合を除き、本規約の履行に際して知り得た相手方の一切の情報、加盟店端末および付帯設備の規格等事業に関する情報、会員の nanaco カード

等に関する情報(nanaco 電子マネー固有のカード番号等の情報も含む)および手数料率を含む nanaco 電子マネーに関する営業上の機密を、本規約以外の目的のために利用したり、または第三者に開示したり、もしくは漏洩したりしてはならないものとする。

- (1) 第26条の規定に基づく場合
  - (2) 相手方の書面による事前の承諾を得た場合
  - (3) 法律上の義務として開示、提出等しなければならない場合
  - (4) 当社が nanaco 電子マネーに関するシステムの運用に際して開示、提出等しなければならない場合
- 2 前項の規定は、本規約の効力が失われた後も有効とする。

#### 第18条 (地位の譲渡等)

- 1 nanaco 電子マネー加盟店は、本規約上の地位を第三者に譲渡できないものとする。
- 2 nanaco 電子マネー加盟店は、当社に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとする。
- 3 当社は、本規約上の地位の全部、または一部を第三者に譲渡できるものとし、nanaco 電子マネー加盟店はあらかじめこれを承諾するものとする。

#### 第19条 (契約期間)

本規約に基づく契約の有効期間は、締結の日より1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに当社または nanaco 電子マネー加盟店のいずれからも書面による解約の意思表示がない場合には、本契約は期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

#### 第20条 (解約)

nanaco 電子マネー加盟店または当社は、書面により3ヶ月前までに相手方に対して通知することにより本規約に基づく契約を解約できるものとする。

#### 第21条 (資格取消)

前条にかかわらず、nanaco 電子マネー加盟店が以下の事項に該当する場合、当社は nanaco 電子マネー加盟店に対し催告することなく直ちに nanaco 電子マネー加盟店の資格を取り消しできるものとする。

- (1) 当社の加盟店たる資格（当社が取り扱う他の決済サービスに係る加盟店の資格を含む。）を失ったとき
- (2) 第15条に基づく届出内容に虚偽の申請があったとき
- (3) 他の nanaco 電子マネー加盟店の電子マネー取引精算金に関する債権を買い取って、または他の加盟店に代って、当社に電子マネー取引精算金の支払い請求をしたとき
- (4) 第13条第2項に基づく電子マネー取引精算金の返金を怠ったとき
- (5) nanaco 電子マネー加盟店または従業者その他 nanaco 電子マネー加盟店の業務を行う者が第16条または第17条の規定に違反したとき
- (6) 前5号のほか本規約に違反したとき
- (7) 自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、およびその他の支払停止事由が生じたとき

- (8) 差押え・仮差押え・仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けたとき、破産・民事再生・会社更生・特別清算の申し立てを受けたときまたはこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき
- (9) 前2号のほか nanaco 電子マネー加盟店、nanaco 電子マネー加盟店の代表者本人、または nanaco 電子マネー加盟店の代表者が経営もしくは代表する他の加盟店、店舗、法人等の信用状態に重大な変化が生じたとき当社が判断したとき
- (10) 他のクレジットカード会社等との取引にかかわる場合も含めて、信用販売制度または前払式支払手段の制度を悪用していると当社が判断したとき
- (11) nanaco 電子マネー加盟店の営業または業態、商品等が公序良俗に反すると当社が判断したとき
- (12) 架空の売上債権にかかる売上金額の支払い請求、その他 nanaco 電子マネー加盟店が不正な行為を行ったとき当社が判断したとき
- (13) nanaco 電子マネー加盟店が当社の信用を失墜させる行為を行ったとき当社が判断したとき
- (14) その他 nanaco 電子マネー加盟店として不適当と運営事業者、発行者または当社が判断したとき
- (15) nanaco 電子マネー加盟店または店舗等において2年以上、電子マネー取引の取扱いがなかったとき

## 第22条（退会後の処理）

- 1 第20条に基づく解約または第21条に基づく nanaco 電子マネー加盟店の資格取消の場合でも、当該解約または資格取消日までに行われた電子マネー取引は有効に存続するものとし、nanaco 電子マネー加盟店および当社は、当該電子マネー取引を本規約に従い取扱うものとする。ただし、nanaco 電子マネー加盟店と当社が別途合意をした場合はこの限りではないものとする。
- 2 nanaco 電子マネー加盟店は、第20条に基づく解約または第21条に基づく nanaco 電子マネー加盟店の資格取消の場合には、直ちに nanaco 電子マネー加盟店の負担においてすべての加盟店標識をとりはずすとともに、当社から交付されていた取扱関係書類ならびに印刷物（販売用具）の一切をすみやかに当社に返却するものとする。なお、加盟店端末については、端末の使用規約ならびにその取扱いに関する規定の定めるところに従い返却するものとする。

## 第23条（損害賠償）

nanaco 電子マネー加盟店は、nanaco 電子マネー加盟店が本規約に基づく取引に関連して、nanaco 電子マネー加盟店の責めに帰すべき事由により当社発行者、または運営事業者に損害を与えた場合には、当社、発行者、または運営事業者が被った一切の損害を賠償する責任を負うものとする。

## 第24条（本規約に定めのない事項）

nanaco 電子マネー加盟店は本規約に定めのない事項については、nanaco 電子マネー加盟店と当社間で誠実に協議を行い、円満に解決するものとする。

## 第25条（規約改定ならびに承諾）

本規約を改定した場合、当社は新規約を nanaco 電子マネー加盟店に通知または適宜の方法により公表す

るものとする。nanaco 電子マネー加盟店がその通知を受けた後または公表された後に会員に対し電子マネー取引を行った場合には、新規約を承諾したものとみなし、以後の取扱い等については新規約が適用されるものとする。

## 第26条（情報の利用等）

- 1 nanaco 電子マネー加盟店は、当社、発行者、または運営事業者が公的機関などから法令等に基づく開示要求を受けたとき、その他当社が必要と認めたときには、申込者情報、店舗情報その他電子マネー取引に関する情報を開示する必要があることをあらかじめ承諾するものとする。
- 2 nanaco 電子マネー加盟店は、申込者情報、店舗情報等を、当社、発行者、または運営事業者が nanaco カード等の普及促進活動に利用することに同意するものとする。
- 3 nanaco 電子マネー加盟店は、当社が行う加盟申し込み審査、加盟後の管理等取引上の判断、および発行者または運営事業者が nanaco 電子マネーの利用促進に関わる業務に利用するために、当社が発行者または運営事業者に対して、加盟店申込書に記載した法人名・法人所在地・加盟店屋号・店舗所在地・電話番号・預貯金口座名義・預貯金口座番号等の申込者情報および店舗情報等その他本規約に基づき nanaco 電子マネー加盟店が当社に提供または届け出た情報を提供することに同意するものとする。

## 第27条（反社会的勢力に関する表明保証等）

- 1 nanaco 電子マネー加盟店および当社は、自己および自己の親会社、子会社等の関連会社、ならびにそれらの役員、従業員等（以下「自己関係者」という）が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
  - (2) 暴力団員（暴力団の構成員）および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者）
  - (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業）
  - (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
  - (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
  - (7) 特殊知能暴力集団等（本項第1号から第6号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）

- (8) 本項第1号から第7号に掲げるもの(以下「暴力団員等」という)の共生者(暴力団員等の資金獲得活動に乘じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者(暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等であることを知って資金等を提供し、または便宜を供与する等の関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者))
- (9) その他本項第1号から第8号に準ずる者
- 2 nanaco 電子マネー加盟店および当社は、自己関係者が自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとする。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 nanaco 電子マネー加盟店および当社は、自己関係者が本条第1項もしくは第2項の規定に違反する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとする。
- 4 当社は、nanaco 電子マネー加盟店の自己関係者が本条第1項もしくは第2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本規約に基づく電子マネー取引を一時的に停止することができるものとする。本規約に基づく電子マネー取引を一時停止した場合には、nanaco 電子マネー加盟店は、当社が電子マネー取引の再開を認めるまでの間、本規約に基づく電子マネー取引を行うことができないものとする。また、当社は、nanaco 電子マネー加盟店の自己関係者が第1項もしくは第2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合、何らの通知催告を要することなく、電子マネー取引精算金の支払いを留保できるものとし、この場合、当社は法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとする。
- 5 nanaco 電子マネー加盟店および当社は、相手方の自己関係者が本条第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合、本条第1項もしくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、本規約に基づく電子マネー取引を継続することが不適切であると認めるときには、直ちに本規約による契約を解除できるものとする。この場合、解除された当事者は、当然に期限の利益を失うものとし、相手方に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとする。
- 6 前項により解除した当事者に損失、損害または費用(以下「損害等」という)が生じた場合には、相手方は、これを賠償する責任を負うものとする。また、前項により、解除された当事者に損害等が生じた場合にも、解除された当事者は、当該損害等について相手方に請求をしないものとする。
- 7 第5項の規定に基づき本規約による契約を解除した場合でも、相手方に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本規約の関連条項が適用されるものとする。

## 第28条 (合意管轄裁判所)

当社と nanaco 電子マネー加盟店との間に紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管

轄裁判所とする。

## 第29条（協議事項）

本規約に定めのない事項ならびに解釈上の疑義が生じたときは、nanaco 電子マネー加盟店および当社双方協議のうえ、誠意をもって協議し円満に解決を図るものとする。

### 別表第1号（第2条） nanaco カード等に対する表示



（2018年12月現在）